

夷隅地域における「食」の魅力を通じた地域活性化イベント運営業務 委託仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が委託する「夷隅地域における「食」の魅力を通じた地域活性化イベント運営業務」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書は、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

夷隅地域における「食」の魅力を通じた地域活性化イベント運営業務

2 業務の趣旨、目的

夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）は豊かな自然と多彩な観光資源、世界に誇れる食材、住みやすい環境が強みとしてある一方、急激な人口減少による地域活力の低下が課題となっている。

特色のある地域資源は各市町に多数あるものの、規模が小さいものも多く、訴求力のある観光資源としての活用が課題があることから、夷隅地域広域として、地域に共通する特定のテーマについて集約したイベントを開催することにより、地域全体の魅力発信や観光への波及の拡大により地域の活性化を図るもの。

テーマについては、夷隅地域4市町全てに日本酒の酒造業者が存在し、地ビールの製造者も増えていることから、「地酒・地ビール」を1つのテーマとし、さらに、いすみ市における「美食の街いすみ「サンセバスチャン化計画」」や、御宿町で1609年に座礁したスペイン船を住民が救助したことから「日・西・墨三国交通発祥記念之碑」（メキシコ記念塔）が建てられるなど、交流があることにちなみ、スペインのバスク地方の料理である「ピンチョス」（夷隅地域各市町の食材を活用したもの）を2つ目のテーマとする。

本業務は、イベントの開催を契機として、地域の飲食店等における継続的な提供などにより、「地酒・地ビール」と「ピンチョス」を併せて楽しむ文化を夷隅地域の魅力として定着させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

本業務は、下記の業務及びこれらに付随する業務とし、地域の活性化に高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、下記に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

なお、情報発信についても県担当者と定期的な打合せを行い、各企画の実施時期に合わせた情報発信のために必要な告知画像の作成等を行うこと。

(1) イベントの企画立案及び実施運営

夷隅地域内の鉄道駅から徒歩圏内の場所（具体的な場所は県との協議により別に定める。なお、屋外で少なくとも30メートル×10メートル以上の広さが確保できる場所を想定する。）において、夷隅地域内の日本酒、クラフトビール及びピンチョスの販売を行うイベントを開催するものであり、夷隅地域の農林水産物（加工品を含む）等の魅力発信や観光への波及が期待できる企画を提案すること。

当該企画が円滑に進行するよう交渉、調整、手続、人員手配、会場設営、MC（司会）、音響機器のオペレーション、撤収、支払等、本イベントに係る一切の業務を行うこと。ただし、県との協議により別に定める開催会場の賃借に係る支払は除く。

ア 令和9年1月から令和9年2月までの間に夷隅地域において、イベントを1回実施すること。

イ 天候・気候を考慮し、企画に応じたテントの設営や予備日の確保等を行うこと。

ウ 1,500名以上の来場者が見込まれる企画を実施すること。

エ 夷隅地域全市町の食材を使用すること。知名度の高い農林水産物のみではなく、キョンやチーズなど幅広い食材を用いること。

オ イベント出店後もピンチョスを提供することに意欲のある事業者を募集し、継続的な提供に向けた支援や働きかけを行うこと。

カ イベントにおいて、夷隅管内4市町(勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)の観光PRを目的としたブースやステージなどでのPR機会を参加希望の市町に対して提供すること。

キ 観光PRの実施に当たっては、あらかじめ4市町と協議・調整を行い、各市町の意向を確認の上、出展枠等を確保すること。各市町が円滑に出展できるよう、出展条件やスケジュールを事前に説明するとともに、必要な調整を行うこと。

ク 来場者への説明等により、夷隅地域に所在する酒造業者、農林水産物（加工品を含む）等について、理解が深まる企画を実施すること。

(2) 県内外への情報発信

ア メディアやSNSを活用したイベントのPRなど、夷隅地域の地酒・地ビールや農林水産物（加工品を含む）の魅力発信や観光への波及に繋がる企画を実施すること。

イ 県や各市町等がSNS、ウェブサイト、広報誌等でPRできるよう、県担当者と定期的な打合せを行い、実施時期に合わせた情報発信のために必要な掲載文案や掲載画像を作成し、提供すること。

ウ 独自のメディア媒体や広報手段を用いた情報発信の提案が可能な場合は、企画提案書に明記すること。

(3) 効果測定

WEB・SNS広告を実施した場合は、PV、imp、CTR、リーチ数等を報告すること。

(4) 来場者アンケートの実施

今後の同様なイベント実施に資する情報収集のため、来場者アンケートを行うこととし、実施方法や調査項目については、県と協議の上で決定すること。

(5) その他の独自提案事項

上記(1)、(2)の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば実施すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

なお、提案に当たっては、夷隅地域の特産品を活用したピンチョスの認知度向上を図るとともに、地域事業者等の地域内外からの参画及び新たなアイデアの創出を促進し、継続的な取組や自主的な展開につながる内容とすること。

(6) その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めることとする。

5 報告書の作成

業務完了時に、下記(1)～(5)及び各業務の実施内容等をまとめた業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

(1) 記録写真等

上記4(1)、(2)及び(5)により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

(2) 掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。テレビ・ラジオについては、放映番組名、放送時間を一覧にしたものを提出すること(DVD等への録画・録音は不要)。

(3) アンケート結果

本業務のアンケート(4(4)により実施した内容)について、グラフ等を用いて結果や傾向等を分析し報告すること。

(4) 出店者実績データ

下記データは受託者が出店者へのアンケートにより収集し、報告書に取りまとめること。

- ・出店者及び出店者の所在地
- ・日本酒、クラフトビールの販売数・価格・売上(出店者別)
- ・ピンチョスの販売数・価格・売上(出店者別)
- ・イベント終了後のピンチョス提供意向、提供実績。

(5) 協議・打合せ記録

県との協議及び打合せの内容について、協議内容・決定事項等を記録し、業務完了報告書に取りまとめ、報告すること。

(6) 制作物

制作物については、印刷用電子データ(県職員が用いる業務用パソコンにおいて閲覧および編集が可能なデータ)で県に納品すること

6 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、全体責任者及び各企画の責任者、担当者を配置すること。また、イベント運営やプロモーションに関する専門的知識・実績を有する者を配置すること。なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本事業の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。

ただし、県との協議により別に定める開催場所の賃借に係る手続・支払は含めないこととする。

7 個人情報の取り扱い

本業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

8 納入物品に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終的な責任を負うこと。

9 著作権

委託業務に係る成果物等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則等を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかか

らないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

1 1 秘密の保持

委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

1 2 その他事項

(1) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(2) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(3) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(4) 業務内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で業務内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と受託事業者において協議の上決定する。

(5) 記載外変更、その他

本業務に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。